

防官秘（事）第 3 6 5 号
2 8 . 1 0 . 1
一部改正 防官秘（事）第 3 3 0 号
令和 4 年 1 2 月 2 6 日

大臣官房長 殿
各 局 長

事 務 次 官
(公印省略)

防衛省本省の内部部局に所属する自衛官及び事務官等並びに防衛
人事審議会の再就職等監察官に係る人事評価の実施について（通
達）

標記について、人事評価に関する訓令（平成 2 8 年防衛省訓令第 5 6 号。以
下「人事評価訓令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号、第 7 条第 1 項、第 2 項
、第 4 項及び第 1 7 条の規定により、下記のとおり必要な事項を定めたので通
達する。

記

- 1 定期評価における人事評価訓令第 7 条第 1 項に規定する評価者、同条第 2
項に規定する調整者及び同条第 4 項に規定する補助者については、別表に掲
げるとおりとする。
- 2 特別評価における人事評価訓令第 1 7 条第 1 項に規定する評価者及び調整
者並びに同条第 2 項に規定する補助者については、定期評価における評価者、
調整者及び補助者とする。
- 3 人事評価訓令第 7 条第 4 項及び第 1 7 条第 2 項に規定する評価者又は調整
者を補助する者については、実施権者が必要に応じ指定するものとする。

添付書類：別表

1 防衛省本省の内部部局

(1) 一般行政

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
課長	—	局長	事務次官	事務次官
室長	—	課長	局長	
部員	室長又は部員			
係長	実施権者が指定した者	実施権者が指定した者	課長	局長
係員				

(2) 研究

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
班長	—	課長	局長	事務次官
上席主任研究官	—			
主任研究官	室長又は部員			

(3) 技能及び労務

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
職長	実施権者が指定した者	実施権者が指定した者	課長	局長
係員				

(4) 政策企画立案等支援

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
分析官	—	課長	局長	事務次官

(5) 自衛官

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
1等陸佐、1等海佐及び1等空佐	—	課長	局長	事務次官
2等陸佐、2等海佐及び2等空佐				
3等陸佐、3等海佐及び3等空佐				
3等陸佐、3等海佐及び3等空佐より下位の階級	実施権者が指定した者	実施権者が指定した者	課長	局長

2 防衛人事審議会

被評価者	補助者	評価者	調整者	実施権者
監察官	局長	事務次官	—	事務次官

注1 本表に掲げる自衛官以外の隊員の官職（事務次官を除く。）については、自衛官以外の隊員の官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成26年防衛省訓令第28号）に規定する標準的な官職とする。

注2 人事評価訓令第12条第4項の規定による業務を本表に掲げる補助者に行わせる場合には、評価者の責任の下で被評価者の指導、育成等を行う立場にあり、指導、助言等を行うに足る能力を有する補助者に限り行わせることができるものとする。